



Title	訳注『宋書』沈約自序(一)
Author(s)	川合, 安
Citation	北海道大學文學部紀要, 46(1), 29-64
Issue Date	1997-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33691
Type	bulletin (article)
File Information	46(1)_PR29-64.pdf



[Instructions for use](#)

訳注『宋書』沈約自序(一)

川 合 安

はじめに

南朝・宋(四二〇～四七九)の歴史書『宋書』の巻一百は、撰者沈約(四四一～五一三)の自序である。少暉金天氏にはじまる沈約の先祖の系譜が叙述され、沈約自身に関する記述は、南斉・永明六年(四八八)『宋書』紀伝完成時点での上表文を除けば、きわめてわずかである。先祖の中でも、沈約がもつとも紙数を費やして論述するのは祖父沈林子(林)の生涯であり、ついで父沈璞、伯父沈亮(林子の子だが、林子の兄の田子の後を継ぐ)、沈田子の順となっている。あらかじめ自序の構成を示しておく、I 曾祖父穆夫までの呉興の沈氏の系譜、II 沈淵子とその子正、III 沈雲子とその子煥、IV 沈田子、V 沈亮、VI 沈林子、VII 沈邵とその子孫、VIII 沈璞、IX 沈伯玉・沈仲玉、X 『宋書』編纂に至る事情となっており、今回取り上げるのはV 沈亮までである。

一、曾祖父穆夫までの呉興の沈氏の系譜

昔少暉金天氏に味という子孫があり、玄冥(水官)の長となり、允格・臺駘を生んだ。臺駘はよく父の官を継ぎ、汾水・洩水を疎通し、沼沢をせきとめて、太原に住んだ。帝顓頊がこれを喜び、臺駘を汾川に封建した。その後裔の四国が沈・姒・蓐・黄であり、沈子国は今の汝南郡平輿県沈亭である。春秋の時、盟会に列したが、定公四年(前五〇六)、諸侯が召陵に会して楚を伐った時に、沈子は会せず、晋は蔡に沈を伐たせてこれを滅ぼし、沈子嘉を連行した。その後、国名にちなんで氏とした。これより以降は、系譜が残っていない。

秦末には、沈逞という者があり、丞相に任命されたが、就任しなかった。漢代初期、逞の曾孫保が竹邑侯に封建された。保の子遵は、本国から九江の寿春へ移住し、官は斉王の太傅・敷徳侯に至った。遵の子達は、驃騎將軍となった。遵の子乾は、尚書令となった。乾の子弘は、南陽太守となった。弘の子勗は、河内の守となった。勗の子奮は、御史中丞となった。奮の子恪は、将作大匠となった。恪の子謙は、尚書・関内侯となった。謙の子靖は、済陰太守となった。靖の子戎は字を威卿といい、州に仕えて従事となり、強大な匪賊の尹良を説得して降服させた。漢の光武帝はその功績を喜び、海昏県侯に封建したが、固辞して受けなかった。よって居住地を退去し、會稽郡烏程県の余不郷に移住し、ついに代々ここに住むこととなった。順帝の永建元年、會稽郡を分割して呉郡が設置されると、呉郡の人となった。靈帝の初平五年、烏程・余杭両県を分割して永安県を設置し、呉の孫皓の宝鼎二年、呉郡を分割して呉興郡を設置すると、呉興郡の人となった。行政区画はしばしば変更されたが、住居に変更はなかった。晋の武帝が呉を

平定した後、太康二年、永安県を武康県に改称した^⑦。私の七代の先祖である延は、始めて武康県東郷の博陸里余烏邨^⑧に居住した。祖父は都で仕官し、義熙十一年(四一五)、高祖(劉裕)が館を建康都亭里の運巷に下さった。

戎の子鄴は、字を聖通といい、零陵太守となり、黄龍芝草の瑞祥を朝廷に報告した^⑨。戎の第二子^⑩の滸は、字を仲高といい、安平相となった。末子の景は、河間相となった。演之・慶之・曇慶・懷文は景の子孫である。滸の子鸞は字を建光といい、若くして高名があり、州は茂才に推挙し、公府の辟召を受け、州の別駕從事史となった。当時、廣陵太守陸稠^⑪は、鸞のおじてあり、忠義と政治の実績とによって、漢の朝廷に名声をあらわしていた。陸稠は、その娘を鸞に嫁がせた。鸞は二十三才で、若死にした。子の直は字を伯平といい、州は茂才に推挙し、また清名があつた。二十八才で死去した。

子の儀は字を仲則といい、幼くして立派な行いがあり、兄の瑜が十才、儀が九才の時に父が死去して、喪中に礼を過ごし、成人以上にやせ衰えた。母方の祖父で會稽郡出身の盛孝章^⑫は、漢末の名士であつたが、非常に心配して、いつも慰めて「おまえたちは立派な才能を秘め、将来のすぐれた人材であるというのに、どうして礼制をこえて、自分を殺そうとするのか。」といった。三年の喪があけるころには、ほとんど死にそうであつたので、兄弟ともに孝行で有名になつた。瑜は早死にした。儀は学問好きで才能があり、儒学に専念した。時に天下大乱、戦争が続発し、儒学が衰退し、士大夫層にも立派な行いをつらぬく者は少なかつたが、儀は考え深く静かに、道を守つて動揺せず、みだしなみもしつかりと、交際にも相手を選んで、一族の仲山・叔山や呉郡出身の陸公紀^⑬と仲良くしていた。州郡が礼をよくして採用し、ふたつの公府が採用し、公車^⑭からもおめしがあつたが、どれもことわり、天寿を全うした。

子の憲は字を元礼といい、左中郎・新都都尉¹⁶・定陽侯となり、才能や志を呉王朝において發揮した。子の矯は字を仲桓といい、節操と気概で有名になり、仕官して立武校尉・偏將軍となり、列侯に封ぜられ、建威將軍・新都太守となった。孫皓の時、よい將軍としての評判があつた。呉が平定された後、鬱林・長沙太守に任命されたが、就任しなかつた。太康末(二八九)に没した。子の陵は字を景高といい、太傅東海王越¹⁷に辟召されて従事となつた。司馬睿(元帝)が鎮東將軍¹⁸となると、その辟召をうけて參軍事となつた。徐馥が反乱をおこし、呉興太守袁瑒を殺した¹⁹ので、沈陵がこれを討伐平定した。子の延は字を思長といい、桓温の安西參軍・潁川太守となつた。子の賀は字を子寧といい、桓沖の南中郎參軍となり、袁真を寿陽に包圍したが²¹、病没した。

子の警は字を世明といい、篤実で立派な行いがあり、學問は「春秋左氏伝」に通じていた。代々家産を蓄積し、千金にもなつており、呉興郡主簿となり、後將軍謝安²²の辟召をうけて參軍となり、謝安から敬われ重んぜられた。警は家財の蓄積をもち、東南の豪士となつていたので、官界での出世の意向はなく、病氣を理由に帰郷しようとする。謝安は固く慰留してやまず、警に「沈參軍、おまえは自分だけを正しく修めようとしているようだが、志の高いことではないか。」というと、警は「あなたは道を以て人々を導いておられるので、私は以前そういうあなたの徳を慕つてやつてまいりました。もう補佐も必要なくなつた以上、官界をはなれてのびのびと生きるだけです。」²⁴と答えた。警は何年も家にひきこもり、學問を楽しんだ。前將軍・青兗二州刺史王恭が京口に出鎮すると、警と旧交があつたので、また參軍就任を要請してきた。手ずから丁寧な手紙を書き、ひどくねんごろな招請であつたので、やむをえずこれに応じたが、まもなくまた辭職した。子の穆夫は字を彦和といい、幼少より學問を好み、やはり「春秋左氏伝」に通じてい

た。王恭は穆夫を辟召して前軍主簿に任命すると、警に書簡を与えて次のようにいつた。「足下が不拔の志をとり、東南に引退してしまつたので、ご子息に強いて共に働いてもらうことにしたので、雑務を担当させて面倒をかけるつもりはありません。」⁽¹⁾ところで、錢唐の人杜子恭は靈に通じ道術があり、東土(三呉地方)の豪家や都の貴望は、みな杜子恭に仕えて弟子となり、弟子としての礼をつくした。警は代々道教を信奉していたので、やはり杜子恭に仕えた。杜子恭が死ぬと、門徒の孫泰・泰の弟の子の恩が宗門を受け継ぎ、警は引き続きこれに仕えた。隆安三年(三九九)、孫恩が會稽で乱をおこし、自ら征東將軍を称すると、三呉地方はみな呼応した。穆夫は当時會稽にいたので、孫恩は前部參軍・振武將軍・余姚令に任命した。その年一月二十八日、孫恩は劉牢之に破られ、輔國將軍高素が山陰県の回踵埭⁽²⁾で穆夫及び孫恩任命の呉郡太守陸瓌之・呉興太守丘尪⁽³⁾をとらえ、彼らはともに殺害され、箱詰めにした首が都に送られた。この事は『隆安故事』⁽⁴⁾に見える。これ以前一族の沈預はもともと士大夫にふさわしい行いが無く、警に憎まれていた。この時警は穆夫が乱に関与したことを聞き、逃げ隠れて官憲の追究を免れようとしたが、沈預は官憲に告発し、警と穆夫、それに弟の仲夫・任夫・預夫・佩夫が殺害され、穆夫の子の淵子・雲子・田子・林子・虔子だけが免れた。

注

- (1) 以上、『春秋左氏伝』昭公元年伝によつてゐる。大川富士夫「六朝前期の呉興郡の豪族——とくに武康の沈氏をめぐる——」(『六朝江南の豪族社会』雄山閣、一九八七)一四九頁や中村圭爾「六朝時代三呉地方における開発と水利についての若干の考察」(『佐藤博士還暦記念中国水利史論集』国書刊行会、一九八一)四八頁に指摘されているように、呉興郡は土地が卑湿で、水害多発地帯であつた。このような土地を開発した豪族としての沈氏の歴史を反映して、水官を始祖とする伝承が形成されたのかもしれない。

訳注「宋書」沈約自序(二)

(2) 顧炎武『日知録』卷二三「氏族相伝之訛」によれば、沈・姒・麀・黄の四国は、みな汾水流域にあり、しかも晋に滅ぼされており(春秋左氏伝)昭公元年伝)、沈約がこの沈国と下文の定公四年に滅ぼされた沈子国とを同一視して、ともに汝南平輿の沈亭にあったとしているのは誤りであり、『新唐書』卷七四上宰相世系表四上に、周の文王の第十子聃叔季が采邑として与えられた沈を汝南平輿の沈亭に比定するのが正しい。

(3) 『春秋左氏伝』定公四年の経・伝によつてゐる。

(4) 『後漢書』卷六順帝紀永建四年(一二九)の条に、

是歲、分會稽為吳郡。

とあり、年次がやや違つてゐる。

(5) 『宋書』卷三五州郡志一揚州吳興郡武康県の条には、

吳分烏程・余杭立永安県。

とあり、三国・吳の時とされているが、年次はわからない。

(6) 『宋書』卷三五州郡志一揚州吳興郡の条に、

孫皓寶鼎元年、分吳・丹陽立。

とあり、『吳志』卷三孫皓伝、宝鼎元年十月の条にも、

分吳・丹楊為吳興郡。

とあり、吳の宝鼎元年(二六六)のことである。吳興郡設置の状況については、大川富士夫「六朝前期の吳興郡の豪族」(前掲)一四五～一四六頁を参照。

(7) 『宋書』卷三五州郡志一揚州吳興郡武康県の条には、

吳分烏程・余杭立永安県。晋太康元年更名。

とあり、太康元年（二八〇）のこととされている。

- (8) 「邨」は村の古体。宮川尚志「六朝時代の村について」（『六朝史研究 政治・社会篇』日本学術振興会、一九五六）四三八頁を参照。なお、同論文の「六朝村名拾遺表」17に、「余烏村 潁川県東郷博陸里 南史五七沈約伝 晋元帝の時潁川太守沈延ここに住む」とあるが、「余烏村 武康県東郷博陸里 宋書一〇〇自序 晋穆帝の時潁川太守沈延ここに住む」と訂正すべきである。

- (9) 『後漢書』卷三章帝紀建初三年（七八）の条に、
是歳、零陵猷芝草。

とあり、同五年の条には、

是歳、零陵猷芝草。有八黄龍見於泉陵。

とあるが、零陵太守の名前までは確認できない。

- (10) 『後漢書』列伝四五章帝八王・河間王閼伝に、

開立四十二年薨。子惠王政嗣。政傲慢、不奉法憲。順帝以侍御史吳郡沈景有彊能称、故擢為河間相。景到國謁王、王不正服、箕踞殿上。侍郎贊拜、景時不為禮。問王所在、虎賁曰「是非王邪。」景曰、「王不服、常人何別。今相謁王、豈謁無禮者邪。」王慙而更服、景然後拜。出住宮門外、請王傳責之曰、「前發京師、陛下見受詔、以王不恭、使相檢督。諸君空受爵祿、而無訓導之義。」因奏治罪。詔書讓政而詰責傳。景因捕諸姦人上案其罪、殺戮尤惡者數十人。出冤獄百余人。政遂為改節、悔過自脩。

と、河間相としての沈景の活躍を伝える。なお、『全梁文』卷四〇に『湖録金石考』卷四からの引用として沈麟士の「沈氏述祖德碑」が収められており、景・滸を戎の孫、鄺の子と記述する。鈴木虎雄「沈休文年譜」（『狩野教授還曆記念支那学論叢』一九二八）二頁の世系や大川富士夫「六朝前期の呉興郡の豪族」（前掲）一五四頁及び一六七頁注二二は、この「沈氏述祖德碑」の記述に従う。吉川忠夫「沈

訳注「宋書」沈約自序(一)

約の伝記とその生活」(『東海大学紀要文学部』十一、一九六八)も「沈氏述祖德碑」に従っていた(三二頁)が、同氏「沈約の伝記と生活」(『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四)では、陸心源『吳興金石錄』卷二の明人偽撰説を注記(二二七頁注一)しつつ、「自序」に従い、景・澹を戎の子としている。「自序」に従うべきであろう。

(11) 沈演之は「宋書」卷六三、沈慶之は「宋書」卷七七、沈曇慶は「宋書」卷五四、沈懷文は「宋書」卷八二にそれぞれ伝がある。

(12) 「後漢書」列伝七「独行・陸統伝に、

長子稠、廣陵太守、有理名。

とある。

(13) 盛憲(字孝章)については、「吳志」卷六宗室・孫韶伝注に引く「會稽典録」を参照。

(14) 「吳志」卷二「陸績伝に、

字公紀、吳郡吳人也。…續容貌雄壯、博学多識、星曆算數無不該覽。虞翻舊齒名盛、龐統荊州令士、年亦差長、皆與績友善。

とある。

(15) 「後漢書」百官志二「衛尉」に、

公車司馬令一人、六百石。本注曰、掌宮南闕門、凡吏民上章、四方貢獻、及徵詣公車者。

とある。

(16) 「宋書」卷三五州郡志一揚州新安郡の条に、

漢獻帝建安十三年、孫權分丹陽立曰新都、晋武帝太康元年更名。

とあり、「吳志」卷二「吳主伝建安十三年の条に、

是歲、使賀齊討黠・欽、分欽為始新・新定・黎陽・休陽、以六縣為新都郡。

とある。

(17) 東海王越は、八王の乱の最終段階で政権を掌握し、光熙元年(三〇六)、太傅・録尚書事に就任するが、永嘉五年(三一一)には混乱のうちに死去する。

(18) 司馬睿は、永嘉元年(三〇七)七月、安東將軍・都督揚州江南諸軍事に任命され、建鄴に出鎮し、同五年五月鎮東大將軍に昇格した。『晋書』卷五孝懷帝紀を参照。

(19) 『晋書』卷五孝愍帝紀建興三年(三一五)正月の条に、
吳興人徐馥書太守袁琇。

とあり、同書卷五八周繼伝に詳細な記述がある。この徐馥の乱については、大川富士夫「六朝前期の吳興郡の豪族」(前掲)一五九〜六一頁等を参照。

(20) 『晋書』卷八穆帝紀永和元年(三四五)八月の条に、
以輔國將軍・徐州刺史桓温為安西將軍・持節・都督荊司雍益梁寧六州諸軍事・領南蠻校尉・荊州刺史。

とあり、桓温は、永和四年八月に征西大將軍に昇格している。

(21) 桓冲が南中郎將となるのは、太和三年(三六八)二月(『晋書』卷八哀帝紀)、予州刺史袁真は、太和四年十月、寿陽に拠って反乱し、翌年二月に死去するが、子の袁瑾が継承し、八月に桓温によって平定される(『晋書』卷八海西公紀)。

(22) 謝安は寧康元年(三七三)九月、「尚書僕射・領吏部、加後將軍」(『晋書』卷七九謝安伝)となり、太元二年(三七七)八月に司徒に昇格している(『晋書』卷九孝武帝紀)。謝安については、安田二郎「褚太後の臨朝と謝安」(新野直吉・諸戸立雄両教授退官記念歴史論集『中国史と西洋世界の展開』一九九一)を参照。

(23) 『孟子』盡心上に、

訳注「宋書」沈約自序(一)

古之人得志、澤加於民、不得志、脩身見於世。窮則獨善其身、達則兼善天下。
とあるのをふまえる。

(24) 原文「飲啄之願」は、『莊子』養生主篇に、

澤雉十步一啄、百步一飲、不斲菑乎樊中。神雖王、不善也。

とあるのをふまえる。

(25) 『晋書』卷九孝武帝紀太元十五年(三九〇)二月辛巳の条に、

以中書令王恭為都督青兗幽并冀五州諸軍事・前將軍・青兗二州刺史。

とあり、同書卷八四王恭伝には、

其後、帝將擢時望以為藩屏、乃以恭為都督青冀幽并徐州晉陵諸軍事・平北將軍・兗青二州刺史・假節、鎮京口。初、都督以北為号者、累有不祥、故桓沖・王坦之・刁彝之徒、不受鎮北之号。恭表讓軍号、以超受為辭、而実悪其名、於是改号前將軍。

とある。要するに、三九〇年、王恭(太原の王氏)は北府軍団長に就任したのであるが、中央政府を掌握する皇族宰相司馬道子と対立し、隆安二年(三九八)、部下の劉牢之の裏切りによって殺害される。この間の事情は、川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人——貴族制との関連において——」(『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二)三一—三二二頁を参照。

(26) 『南齊書』卷五四高逸・杜京産伝に、

吳郡錢唐人。杜子恭玄孫也。祖運、為劉毅衛軍參軍、父道鞠、州從事、善彈棊、世伝五斗米道、至京産及子栖。

と、杜子恭以後の系譜の記載があり、同書卷四八孔稚珪伝にも、

父靈産、泰始中、罷晋安太守。有隱遁之懷、於禹井山立館、事道精篤、吉日於静屋四向朝拜、涕泗滂沱。東北過錢塘北郭、輒於舟中遥拜杜子恭墓、自此至都、東向坐、不敢背側。

と、杜子恭の墓が錢塘の北郭にあったことを伝える。杜子恭の教団が正統的な五斗米道教団であるのに対し、孫泰——孫恩の一派が異端の關係にあることについては、宮川尚志「孫恩・盧循の乱」(『中国宗教史研究第二』同朋舎、一九八三)二三三五頁および川勝義雄「中国前期の異端運動」(『中国人の歴史意識』平凡社、一九八六)一五一頁を参照。

(27) 『宋書』卷六七謝靈運伝に、

會稽東郭有回踵湖、靈運求決以為田、太祖令州郡履行。此湖去郭近、水物所出、百姓惜之、(會稽太守孟)顛堅執不與。靈運既不得回踵、又求始寧甌嶺湖為田、顛又固執。

とあり、この回踵湖の付近であろう。

(28) 『晋書』卷一百孫恩伝に、孫恩挙兵の際のことを記して、

於是會稽謝鍼・吳郡陸瓌・吳興丘庭・義興許允之・臨海周胄・永嘉張永及東陽・新安等凡八郡、一時俱起、殺長吏以応之、旬日之中、衆數十萬。

とあり、會稽の謝氏、吳郡の陸氏等、いずれもその郡の豪族が孫恩に協力している。吳興の豪族丘氏については、大川富士夫「六朝前期の吳興郡の豪族」(前掲)一五〇〜一五一頁を参照。

(29) 『隋書』卷三三三經籍志二、史、旧事に、「晋建武故事」一卷、「晋咸和・咸康故事」四卷がみえる。「隆安故事」も同様の書物であろう。守屋美都雄「晋故事について」(『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八)を参照。

(補) 原文「屈賢子共事、非以吏職嬰之也。」「屈」と「吏職」については中村圭爾「六朝貴族制と官僚制」(『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、一九九七)のすぐれた分析を参照。

二、沈淵子とその正

淵子は字を敬深といい、幼少より節操があり、劉裕の京口^①における決起^②に参加して、繁峙^③五等侯に封建された。劉裕が鎮軍將軍、車騎將軍、中軍將軍と転任するにしたがつて淵子は一貫してその軍府の參軍をつとめ、さらに劉裕の弟、道規の輔國、征西將軍府の參軍となり、寧蜀太守を兼任した。劉基とともに蔡猛を大簿に斬り、また劉裕の太尉府の參軍となつて、司馬休之征伐に従軍し、徐達とともに戦没した。時に年三十五であつた。

子の正は字を元直といい、博學で器量があり、風貌容姿が美しく、立ち居振る舞いが立派で、老・莊の學を好み、二十才で揚州の從事に辟召された。一族の光祿大夫沈演^④之^⑤が正をほめて、「これは一族の千里の駒である。」といつた。地方に出て始寧・烏傷・婁の各県の長官（令）を歴任したが、母の喪に服するため職を去つた。喪があけると、（文帝の第六子）劉誕の後將軍、安南將軍府の行參軍となつた。誕が會稽に出鎮すると、誕に随つて安東將軍府の參軍となつた。元嘉三十年（四五三）、皇太子劉劭が文帝を殺害して即位すると、浙江の東を揚州から分割して會州とし、誕をその刺史に任命した。誕はこの任命を受けようとしたが、正は司馬の顧琛^⑥に次のようにいつた。「國家のこのような災難は、天地が開けて以来聞いたこともなく、今江東の正義の精銳を率い、天下のさきがけとなり、わたくしを派遣したなら、四方はどうして呼応しないことがありましようか。これをもつて朝廷の汚名と恥辱をすすぎ、臣下や子としての節義を大いに明らかにしましよう。どうして凶悪な劉劭の政府に任せ、殿下にその不当な任命を受けさせることができましようか。」と。琛がいうには、「江東は久しく平和が続ぎ、兵士たちも戦争になれていない。劉劭の政府が正

当性をもたないとはいっても、劉劭側が我々よりも強力であるのだから、四方で決起する者が現れるのをまつてから、これに呼応しても、おそいとは思わない。」と。正がいうには、「天下にもし父の無い国があるならば、それでよいのです。もしそうでないなら、どうしてみずから復讐もせず恥をしのび、ほかの人々に正義の実行をもとめることができましようか。今私は天子を殺害した悪人とともにこの世に生きることはできないので、挙兵の日に、万全を期してなどいられましようか。馮衍もいうように、大漢の貴臣が荊・齊の賤士に及ばないことがありましようか。まして殿下のように文帝の臣下であると同時に子でもあり、家と国とふたつの場における関係をもつ場合においては一層切実です。」と。琛はそこで正とともに誕に面会のうえ説得したが、誕は猶予して決定できない。ちやうど尋陽で劉駿(世祖、孝武帝)が決起し、その使者がやってきたので、誕は正に寧朔將軍を加え、軍をひきいて劉季之に続いて出撃させた。¹⁵ 誕が中央の驃騎大將軍となると、正はその中兵參軍となり、長水校尉に転任した。孝建元年(四五四)、青州の州鎮を歴城に移転して、臨淄方面が手薄となったので、正を寧朔將軍・齊北海二郡太守に任命し、齊地方全体の安全確保を委ねようとした。まだ拜命しないうちに、二年になくなり、四三才であった。正は生まれながら音楽を好み、自分のためにたつぷりお金を使い、死後家に余財はなかった。

注

- (1) 原文「京城」は京口のことである。王鳴盛「十七史商榷」卷五四「丹徒京口京城北府京江北京」を参照。
- (2) 元興三年(四〇四)二月の劉裕らによる反桓玄の決起。川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人」(前掲)三〇六頁を参照。
- (3) 周一良「魏晉南北朝史札記」(中華書局、一九八五)一五七頁「五等爵無食邑」によれば、五等侯は、公侯伯子男の侯とは異なり、食邑をもたない虚号である。

訳注「宋書」沈約自序(一)

- (4) 劉裕は、元興三年三月、鎮軍將軍に任ぜられ、義熙四年(四〇八)正月車騎將軍に進号し、同年十月、蜀平定失敗の責任をとって中軍將軍に降号した。『宋書』卷一武帝紀上、『南史』卷一宋本紀上等を参照。
- (5) 劉道規は、義熙元年三月、江陵平定の功により輔國將軍となり、義熙四年十月には蜀平定失敗の責任をとって建威將軍に降号し、義熙六年七月、盧循・桓謙連合軍を撃退して、征西將軍に任ぜられた。『宋書』卷五一宗室・臨川王道規伝等を参照。
- (6) 『宋書』卷五一宗室・臨川王道規伝に、
先是、桓歆子道兒逃于江西、出擊義陽郡、與盧循相連結、循使蔡猛助之。道規遣參軍劉基破道兒於大簿、臨陳斬猛。
とある。
- (7) 劉裕は義熙七年三月、太尉に任ぜられた(『資治通鑑』卷一一六)。司馬休之征伐は義熙十一年のことであり、『宋書』卷七一徐湛之伝に、
父遠之、尚高祖長女會稽公主、為振威將軍、彭城沛二郡太守。高祖諸子並幼、以遠之姻戚、將大任之、欲先令立功。及討司馬休之、使統軍為前鋒、配以精兵利器、事剋、当即授荊州。休之遣魯宗之子軌擊破之、於陣見害。追贈中書侍郎。
とある。
- (8) 沈正の没年から計算すると、二十歳のころは元嘉九年(四三二)であり、そのころの沈演之の官職は錢唐令、司徒主簿、武康令、司徒左西掾、揚州治中從事史のいずれかであり、光祿大夫ではない。「光祿大夫」とは沈演之の追贈官である「金紫光祿大夫」であり、『宋書』卷六三沈演之伝、最終官職名を記したものである。
- (9) 劉誕は、元嘉二十六年七月、後將軍・雍州刺史となり、二十八年五月、安南將軍・廣州刺史に転任、赴任しないうちに安東將軍・會稽太守に任ぜられた(『宋書』卷五文帝紀、同書卷七九文五王・竟陵王誕伝)。
- (10) 『宋書』卷九九、二凶伝に、

(元嘉三十年)三月、遣大使分行四方、分浙以東五郡為會州、省揚州立司隸校尉、以殷沖補之。…以雍州刺史臧質為丹陽尹、進世祖号征南將軍、加散騎常侍、撫軍將軍南平王鑠中軍將軍、會稽太守隨王誕會州刺史。

とあり、『宋書』卷七九文五王・竟陵王誕伝にも、
元凶弑立、以揚州浙江西屬司隸校尉、浙江東五郡立會州、以誕為刺史。
とある。

(11) 『宋書』卷八一顧琛伝に、

尋除東海王禕冠軍司馬、行會稽郡事。隨王誕代禕、復為誕安東司馬。元凶弑立、分會稽五郡置會州、以誕為刺史、即以琛為會稽太守、加五品將軍、置將佐。

とある。

(12) 『禮記』檀弓上に、

世子曰、「不可。君謂我欲弑君也。天下豈有無父之國哉。吾何行如之。」
とあるのをふまえる。

(13) 『禮記』曲禮上に、

父之讎、弗與共戴天。
とあるのをふまえる。

(14) 『資治通鑑』卷一二七「宋紀」元嘉三十年三月の条の胡注に、

此蓋馮衍責田邑之言。荆・齊之賤士、謂申包胥赴秦求救以存荆、王孫賈殺淖齒以存齊也。

とある。『後漢書』列伝十八上下馮衍伝上下にはこの記述はない。

訳注「宋書」沈約自序(一)

(15) 『宋書』卷七九文五王・竟陵王誕伝に、

世祖入討、遣沈慶之兄子僧榮問報誕、又遣寧朔將軍顧彬之自魯頭東入、受誕節度。誕遣參軍劉季之與彬之并勢、自頓西陵、以為後繼。
とある。

(16) 『宋書』卷六孝武帝紀元嘉三十年六月庚戌の条に、

衛將軍隨王誕進号驃騎大將軍。
とある。

(17) 中兵參軍は、軍府の兵力を統轄し、府主の腹心ともいうべき立場にあつた。越智重明「州將蕭衍の拳兵をめぐる」(『軍事史学』九、一九六七)二八〇三三頁を参照。

(18) 『宋書』卷三十六州郡志二「青州」に、

青州刺史、治臨淄。江左僑立、治廣陵。安帝義熙五年、平廣固、北青州刺史治東陽城、而僑立南青州如故。後省南青州、而北青州直曰青州。孝武孝建二年、移治歷城、大明八年、遷治東陽。

と、東晋以来の青州の沿革を記す。孝建二年、州治を歷城(冀州の州治)へ移転した経緯については、『宋書』卷五〇垣護之伝に、

世祖以歷下要害、欲移青州并鎮歷城、議者多異。護之曰、「青州北有河・濟、又多陂澤、非虞所向。每來寇掠、必由歷城、二州(青州と冀州)并鎮、此經遠之略也。北又近河、帰順者易、近息民患、遠申王威、安邊之上計也。」由是遂定。

とある。

三、沈雲子とその子換

淵子の弟雲子は、元嘉年間に、晋安太守となつた。

雲子の子煥は、字を士蔚といい、若くして駙馬都尉・奉朝請^①となった。皇太子劉劭が文帝を殺害した時、煥は太子中庶子を兼任しており、東宮府に宿直していたので、無理矢理劉劭に従って皇居に乱入させられ、劉劭が即位すると、羽林監に任命されたが、固辞して拜命せず、員外散騎侍郎を拜命して、(劉劭の叔父)劉義宣の諸子を監視させられた。その事は義宣伝に記載してある。よって義宣の丞相行参軍に任命され、員外散騎侍郎、南昌令を歴任し、有能であるとの評判を得た。劉休祐の驃騎大將軍府の中兵、記室参軍となった。同僚は皆へつらいによつて昇進したが、煥だけはそうしなかった。周敬祖等が明帝に責められ罪を得ると、煥を諮議参軍に昇進させた。後廢帝の元徽年間、寧遠將軍・交州刺史に任ぜられたが、交州の州鎮に到着しないうちに病没した。時に四十五才^③。

注

(1) 駙馬都尉は、公主に尚した者が直ちに拜せられる六品官で、以後の官位の昇進にも便宜が与えられた(宮崎市定全集6九品官人法)

岩波書店、一九九二、三五頁)が、沈煥の場合駙馬都尉・奉朝請である点、注意を要する。「宋書」卷四〇百官志下「奉朝請」に、

永初已来、以奉朝請選雜、其尚主者唯拜駙馬都尉。

とあり、永初年間(四二〇)〜四二二)以来、公主に尚した者は駙馬都尉のみに任官したというのを考慮に入れば、沈煥は公主に尚してはいなかったと判断されよう。

(2) 『宋書』卷六八武二王・南郡王義宣伝附子恢伝に、

元凶弑立、恢為侍中。義宣起義、劭取恢及弟愷・恢・憬・悝・恢繫于外、散騎郎沈煥防守之。煥密有歸順意、謂恢等曰、「禍福與諸郎同之、願勿憂。」及賊質自白下上趨廣莫門、劭令煥殺恢等。煥乃解其桎梏、率所領數十人與恢等向廣莫門欲出。門者拒之、煥曰「賊公已至、凶人走矣。此司空諸郎、並能為諸君得富貴、非徒免禍而已、勿相留。」亦值質至、因以得出。

訳注「宋書」沈約自序(一)

とある。

(3) 義宣は孝武帝即位後、丞相となるが、まもなく反乱を起して滅亡する。

(4) 休祐は、景和元年(四六五)十二月に驃騎大將軍に任ぜられてより、泰始七年(四七一)二月に殺害されるまでその地位にあった(「宋書」卷八明帝紀)。

(5) 「南齊書」卷五八東南夷・交州伝に、

宋泰始初、刺史張牧卒、交趾人李長仁殺牧北來部曲、拋交州叛、數年病死。從弟叔猷嗣事、号令不行、遣使求刺史。宋朝以南海太守煥為交州刺史、以叔猷為煥寧遠司馬・武平新昌二郡太守。叔猷得朝命、人情服從、遂發兵守險不納煥、煥停鬱林病卒。

と、やや詳しい事情を記載する。その年次が不詳であるが、「宋書」卷九後廢帝紀元徽五年五月己亥の条に、

以左軍將軍沈景德為交州刺史。

とあり、「宋書」卷十順帝紀昇明元年十一月丙午の条に、

以交州刺史沈景德為廣州刺史。

とあるから、元徽五年(四七七)五月以前であることは確かであり、吳廷燮「宋齊梁陳方鎮年表」(二十五史三編「岳麓書社」第五分冊所収)は元徽三年に比定する(六〇九頁)。

四、沈 田 子

田子は字を敬光といい、雲子の弟である。劉裕側に参加して京口を占領し、さらに進んで建康を平定して、劉裕の鎮軍將軍府の參軍となり、營道縣五等侯に封建された。義熙五年(四〇九)、劉裕が北方の南燕國を討伐した際、田子是一部隊をひきいて、龍驤將軍孟龍符と先鋒をつとめた。南燕の君主慕容超は臨朐に駐屯して劉裕の大軍を防ぎ、龍

符は戦没し^①、田子は力戦して南燕軍を破った。(南燕討伐戦のすきに)盧循の反乱軍が建康に迫ると、劉裕は田子と建威將軍孫季高^②とを派遣し、海路、(盧循の本拠地である)廣州を襲撃させ、振武將軍^③を加えた。盧循の一味の徐道覆が帰つてきて始興を確保すると、田子はさらに右將軍劉藩とともに徐道覆を攻撃した。盧循がまもなく廣州に帰つてきて孫季高を包囲した。田子は孫季高が孤立して危うくなるのを心配して、劉藩に次のように言った。「廣州城は堅固であるといつても、もともと賊軍の本拠地であるから、盧循が帰つて包囲したとなると、あるいは城内にこれに呼応する者がいるかもしれない。それに孫季高の軍勢は少なく弱体で、持久戦に耐えない。もし賊軍がまた廣州に拠つたなら、反乱軍の勢いはまたふるうであろう。私は孫季高とともに危険を冒して、海に乗り出し、万死に一生をえて、廣州を平定したのであり、彼に危機が迫るのを座視して救援しないことなどできるはずがない。」と。そこで軍を率いて南の廣州に帰つたが、到着するころには、賊軍はその敗残兵を集めて、廣州を包囲していた。孫季高は孤立して危機が迫っていたが、田子たちがまちやつてきたのを聞くと、大いに喜んだ。田子は背水の陣をしき、自ら兵士に率先して、一戦にしてこれを破った。それから攻撃態勢をとつて追討し、さらに盧循を蒼梧・鬱林・寧浦で破った。廣州に帰還すると、孫季高は病死していた。戦災が一段落すると、山賊が出没し、都市を陥落させ、地方長官を殺害したので、田子は適宜これを討伐し、十日のうちに平定した。新廣州刺史の褚叔度が到着すると、建康へ帰つた^④。太尉參軍・振武將軍・淮陵内史に任命され、爵都郷侯を賜つた。さらに劉裕の後継の義符の征虜將軍府の參軍となり、將軍と内史には留任した。義熙八年、劉毅討伐に従軍した。十一年、また司馬休之討伐に従軍し、別軍を率いて征虜將軍趙倫之と行動をともし、征虜將軍府參軍・振武將軍・扶風太守となつた。

十二年、劉裕が北伐すると、田子は順陽太守傅弘之とそれぞれ別軍を率い、武関から入って、青泥に駐屯した⁵。後秦国の君主姚泓は自ら北伐軍本隊の大軍を防ごうとしたが、田子の別軍が背後を襲うことを心配して、まず田子を平定してから、国をあげて東へ出撃しようとした。そこで歩兵数万を率いて、青泥に殺到した。田子の部隊はもともと陽動作戦を目的としており、わずか数百の手勢であったが、後秦軍を攻撃しようとした。傅弘之は「敵は多く味方は少ないのだから、対抗することは困難である。」といったが、田子は「いくさというものは奇策を用いることが重要なので、必ずしも兵数ではない。」といった。傅弘之がなお固執するので、田子は「大軍とまともにぶつかったのでは、当然こちらが危うい。もし敵の包囲が堅固になつてしまえば、こちらの士気はくじかれ、勝敗は決してしまう。敵の陣がまだ整わないうちに、これに肉薄すれば必ず勝つ。いわゆる先手を打って敵の戦意を奪うということだ。」⁶といい、自分の率いる部隊だけで太鼓を打ちつつ進撃した。包囲は数重であったが、田子は士卒を励まして「諸君が親戚をすて、墳墓の地をすて、戦場に出てきたのは、まさに今日のためにこそなのである。封爵に値する手柄は、この一戦にあるのではないか。」といい、食糧を棄て兵舎を破壊し、自ら士卒を率い、前へ後へと攻撃をしかけ、向かう所打ち破つた。率いる所の江東の勇士は、短い武器に習熟し、太鼓の音とともに突進し、後秦の軍勢はたちまち崩壊し、万余人の死者を出し、姚泓の馬車や身の回り品も田子の軍が捕獲した。劉裕は上表して次のようにいった。「參征虜軍事・振武將軍・扶風太守沈田子は精銳を率い、城を背にして激しく攻撃し、自ら士卒に率先し、その勇氣は拔群であり、少数で敵の大軍に当たり、向かう所は必ず撃破し、辰（午前八時）より未（午後二時）まで、千余の首級をあげました。姚泓は軍旗を失い軍勢を放棄し、霸水の西まで逃げ帰り、咸陽は空になりましたので、わが軍が集結し、残敵を駆逐

することが切望されております。」と。天子が劉裕を慰勞して言うには、「敵は要害をたのみ、安全に生き延び、函谷関を防衛して、わが軍の討伐を遅らせようとしており、わが軍の勤王のいくさも寒い季節にかかろうとしている。公は北伐の総司令官として、威光をそなえて進撃し、軍勢が進撃の体制をとれば、辺境のとりでは撤退し、崤陝にさしかかれば、潼関のとりでもとびらを開く。姚泓は追いつめられ、城を放棄して死ににやつてきて、藍田の別軍がこれを霸川に破り、あげた首級は林のようで、捕虜は野原をおおいつくし、敵の首領は逃走し、漢蛮の軍勢が集結したそのうであるから、長年成敗をまぬかれてきた賊も、まもなく平定されることであろう。」と。長安が平定されると、劉裕は文昌殿で宴会を開き、酒杯をあげて田子に賜り、「咸陽の平定は、おまえの手柄である。」といい、咸陽を恩賞とした。田子は辞退して言った。「咸陽の平定は、天子様の計略によつて、武臣が働いたのでありまして、田子には何の功績もございません。」と。そこで劉裕は田子に咸陽・始平二郡太守を授けた。劉裕の大軍が帰還してしまうと、劉裕の第二子義真が長安に駐留し、田子を安西中兵參軍・龍驤將軍・始平太守に任命した。そこへ赫連勃勃が侵攻してきたので、田子は安西司馬の王鎮惡と北地に出撃してこれを防いだ。そもそも、劉裕が帰ろうとしたとき、田子と傅弘之らは皆王鎮惡はもともと関中の人間なので、信頼できないと思ひ、しばしばこのことを劉裕に進言した。その時、劉裕は「今おまえたち文武將士精兵一万人ほどを駐留させる。彼がもし悪事を働こうとしたら、ただ自滅あるのみだ。もうこれ以上言うな。」といった。ともに北地へ出撃することになった時、鎮惡が南から来た者を皆殺しにして、数十人を義真につけて南へ送還し、自分は関中に拠つて反乱しようとしているといううわさがたつた。田子は傅弘之と謀り、劉裕の令といつわつて、鎮惡を殺し、力をあわせて赫連勃勃を破り、関中を安定させ、その後で南へ帰つて謝罪することにした。田子の一族の沈敬仁は勇ましくて決断力に富み力も強かつたので、田子は傅弘之の陣営内に鎮惡を

訳注「宋書」沈約自序(一)

呼んで作戦会議をするということにして、敬仁にその場で鎮悪を殺させ、左右の者数十人を率いて義真のもとへ出頭しようとした。長史の王修は田子を長安の藁倉門外で捕らえて殺した。義熙十四年(四一八)正月十五日のことであった。⁽¹²⁾時に三十六才。田子は功績により封爵を与えられるはずであったが、この事件によって中止となった。劉裕は天子に上表して、田子は突然狂ったということで、深くは処罰しないことにした。子は無く、弟沈林子が第二子沈亮に後を嗣がせた。

注

(1) 『宋書』卷四七孟懷玉伝附弟龍符伝に、

高祖伐廣固、以龍符為車騎參軍、加龍驤將軍・廣川太守、統步騎為前鋒。軍達臨朐、與賊爭水、龍符單騎衝突、应手破散、即掘水源、賊遂退走。龍符乘勝奔逐、後騎不及、賊數千騎圍繞攻之、龍符奮稍接戰、每一合輒殺數人、衆寡不敵、遂見害、時年三(二)十三。とある。

(2) 『宋書』卷四九孫処伝に、

孫処字季高、會稽永興人也。籍注季高、故字行於世。……盧循之難、於石頭扞柵、戍越城・查浦、破賊於新亭。高祖謂季高曰、「此賊行破。応先傾其巢窟、令奔走之日、無所掃投、非卿莫能濟事。」遣季高率衆三千、汎海襲番禺。初、賊不以海道為防、季高至東衝、去城十余里、城内猶未知。循守戰士猶有數千人、城池甚固。季高先焚舟艦、悉力登岸、會天大霧、四面陵城、即日克拔。循父嘏・長史孫建之・司馬虞庭夫等、輕舟奔始興。即分遣振武將軍沈田子等討平始興・南康・臨賀・始安嶺表諸郡。循於左里奔走、而衆力猶盛、自嶺道還襲廣州。季高距戰二十余日、循乃破走、所殺萬余人、追奔至鬱林、會病、不得窮討、循遂得走向交州。義熙七年四月、季高卒於晉康、時年五十三。

とある。

(3) 振武將軍は建威將軍と同じ四品だが、建威將軍の方が格が高い（『宋書』百官志）。

(4) 『宋書』卷五二褚叔度伝に、

循南走、高祖版行廣州刺史、仍除都督交廣二州諸軍事・建威將軍・領平越中郎將・廣州刺史。

とある。

(5) 『南史』卷十八趙倫之伝に、

武帝北伐、（雍州刺史趙）倫之遣順陽太守傅弘之・扶風太守沈田子出饒柳、大破姚泓於藍田。

とあり、『宋書』卷四八傅弘之伝には、

高祖北伐、弘之與扶風太守沈田子等七軍自武關入、偽上洛太守脫身奔走、進覓藍田、招懷戎晉。晉人龐秀之・戴養・胡人康橫等各率部

落歸化。

とある。

(6) 『左伝』文公七年伝に、

先人有奪人之心、軍之善謀也。

とあり、注に、

奪敵之戦心也。

とある。

(7) 『宋書』卷二武帝紀義熙十三年八月の条に、

扶風太守沈田子大破姚泓於藍田。

とあつて、秋から冬にむかうころである。

訳注「宋書」沈約自序(一)

(8) 原文「戎輅載脂」。『詩経』邶風、泉水に、

出宿于干、飲餞于言、載脂載輦、還車言邁、邁臻于衛、不瑕有害。

とあるのをふまえる。

(9) 『宋書』卷二武帝紀義熙十三年九月の条に、

公至長安。長安豐全、帑藏豐積。公先取其彝器・渾儀・土圭之屬、獻于京師、其余珍寶珠玉、以班賜將帥。執送姚泓、斬于建康市。謁漢高帝陵、大會文武於未央殿。

とある。

(10) 劉裕は、義熙十三年十二月には長安を撤退する。『宋書』卷二武帝紀中義熙十三年十二月庚子の条に、

發自長安、以桂陽公義真為安西將軍・雍州刺史、留腹心將佐以輔之。

とあり、『宋書』卷六一武三王・廬陵王義真伝に、

及関中平定、高祖議欲東還、而諸將行役既久、咸有帰願、止留偏將、不足鎮固人心、乃以義真行都督雍涼秦三州司州之河東平陽河北三郡諸軍事・安西將軍・領護西戎校尉・雍州刺史。太尉諮議參軍京兆王脩為長史、委以関中之任。……義真尋除正、加節、又進督并東秦

二州・司州之東安定新平二郡諸軍事、領東秦州刺史。時隴上流人、多在関中、望因大威、復得帰本。及置東秦州、父老知無復経略隴右・固関中之意、咸共歎息、而佛佛虜寇逼交至。

とある。

(11) 『宋書』卷四五王鎮惡伝に、

王鎮惡、北海劇人也。祖猛、字景略、苻堅僭号関中、猛為將相、有文武才、北土重之。

とあるように、前秦の宰相王猛の孫であったが、前秦が滅亡すると、東晋に帰順し、劉毅討伐等に活躍し、後秦討伐でも第一の戦功をた

てた。

(12) 『宋書』卷四五王鎮惡伝には、

高祖留第二子桂陽公義真為安西將軍・雍秦二州刺史、鎮長安。鎮惡以本号領安西司馬・馮翊太守、委以扞禦之任。時西虜佛佛強盛、姚興世侵擾北邊、破軍殺將非一。高祖既至長安、佛佛畏憚不敢動。及大軍東還、便寇逼北地。義真遣中兵參軍沈田子距之。虜甚盛、田子屯劉回堡、遣使還報鎮惡。鎮惡對田子使、謂長史王脩曰、「公以十歲兒付吾等、当各思竭力、而擁兵不進、寇虜何由得平。」使還、具說鎮惡言、田子素與鎮惡不協、至是益激怒。二人常有相圖志、彼此每相防疑。鎮惡率軍出北地、為田子所殺、事在序傳。時年四十六。田子又於鎮惡管内、殺鎮惡兄基・弟鴻・遵・淵及從弟昭・朗・弘、凡七人。是歲、十四年正月十五日也。

とある。なお、傳弘之伝には王鎮惡殺害事件関連の記述は一切みられない。

五、沈 亮

亮は字を道明といい、操行が正しく学問を好み、文章が得意であつた。二十歳にならないうちに、揚州から従事に辟召された。會稽太守孟顛が職務上の不法行為を犯したので、亮は糾弾して免官した¹⁾。また災異についても上申し、西曹・主簿と昇任した²⁾。当時三呉地方は水害となり、穀価は騰貴して民は飢えた。揚州刺史劉義康が民の危急を救済する方策についての意見を求めてきたので、亮は次のような提案を行った。「東部(三呉地方)は災害で、民は苦しむ穀価は騰貴し、富民は穀物を蓄積して、日毎に価格をつりあげております。各地に命令を下して、その実情を調査し、蓄積している家に対しては、一年分の備蓄だけを許可し、それ以上はすべて強制的に売り出させ、適正価格を設定するようにしたなら、これこそいわゆる『常道は百世に行われ、権宜は一時に用いられる』ということではないでしょう

うか。また淮河流域は豊作で景気がよく、麦はすでにみのり、キビやアワもみのりの時をむかえようとしている所ですから、その売買税収入をさいて、⁽³⁾穀物を買ひ上げ、三呉地方の飢えに苦しむ民に貸与し、強壯の者に運搬させ、老人や幼い者に支給させるように致しましょう。それに酒は嗜好品ではありませんが、食糧としては有用ではありませんので、せひとも禁断して穀物のむだな消費を省くべきでありましょう。」と。ただちにすべて実行された。⁽⁴⁾劉駿が歴陽（南予州）に出鎮すると、亮は劉駿の征虜將軍府の參軍となった。民間に墓を盗掘する事件が発生した場合、付近の村民を処罰し、符伍（五人組）⁽⁶⁾において強盜に遭つた者を救助しなかつた場合と同罪としていた。亮は次のような意見を提出した。

「墓の盗掘という犯罪について考えてみますに、その行為それ自体は窃盜にすぎませんが、ただ死者を侵犯する行為だということで、厳しい処罰を加えております。そもそも盗掘を行う者たちは、必ず枚をくわえて声をたてないようにし、強盜犯は必ず大声を出して相手を威嚇します。そのため強盜の現場にかけつけるのはたやすく、盗掘に対応するのは困難です。それに墓地は人通りの少ない場所でありますので、その管理に至つては集落の中と同様に考えるわけにはいきません。その実質と名目とをよく調査してみますと、理屈として強盜と異なりますので、符伍の罪も明らかに減らされるべきです。⁽⁷⁾また罪状決定の規則も、符伍の場合と同じくするといつても、遠近による区別はありません。そもそも墓地が村の境域に無ければ、近くの者を処罰すべきではありませんが、もし境界によつて区切ることなしなければ、數歩の近くにある場合も、十里以上離れている場合も、同じ処罰を受けることになってしまいます。⁽⁸⁾民を守る法令は、にわかには廃止すべきではありませんが、犯罪防止の規定は律に合致するようにすべきです。わたくし

が考えますに、百歩以内ですぐにかけつけたり通報したりしなかつた場合は一歳刑とし、これ以外は、まったく処罰には及ばないように致しましょう。」

また文帝に上啓して征虜將軍府(西府)のことについてつぎのような意見を述べた。「西府の兵士を見ますと、八十歳近くなつてもなお服役している者もあれば、七歳になつたばかりなのにもう服役している者もあります。このような氣力も体力も衰えた老人や未熟な幼児をこき使うことは、道理も薄弱なばかりか、実益もほとんどありません。旧来の制度では、老人は六十歳になれば休ませ、少年の役使は十五歳以上としてしております。もし労働力が不足するのなら、達成目標自体の軽減を考慮すべきでありましょう。」と。文帝は詔して「さきにおまえの兄(邵)に改革させたのだが、まもなく転任して、結局施行しなかつたのであろうか。今あらためて西府に命じよう。」と回答した。當時城壁や庁舎を造営中で、その労働の割り当てが厳しく、亮はまたこのことについて意見を陳述した。

「城壁や庁舎の建築は、すべて創建であり、基礎の造成範囲も広く、一人当たりの割り当ても厳しいのに、その労苦を考慮せず、その早期竣工のみに務め、歳月を要する事なのに、短期完成を要求しております。このごろ見るところでは、労役に服する者たちは未明に作業を開始し、夜間閉門の太鼓が鳴るころようやく休むありさまで、作業割り当てが多いので、達成できないのも道理です。休日になつても、宿舎に拘留され、暑さと雨の季節にかかつてきて、死人や病人が多くなり、このごろ承る所では、逃亡者もかなりおるとのことでございます。私が考えます所では、南予州は内藩であつて、事情は外鎮とはちがいますから、政治上の利点からいって、工事を急ぐ必要はありません。もしその工事割り当てを少々ゆるめ、いささかその労働量の適正化を行いましたならば、労役従事者は苦しい状態なので、

少々の緩和にも喜ぶもので、その工事達成を考慮しますと、損失はいくらも無いはずで、私はその職にいない者は、その担当案件を考えてはならず、料理には担当者がいるから、神主が包丁をにぎってはいけな¹⁶いと聞いております。ましてや私のような粗忽な小人が¹⁷あがり議すべきことではございません。ただ私はご恩を受けますこと年々厚く、累代お仕えておりますので、思うところがあると、常識的な制度も忘れてしまうのです。」と。

文帝は詔して、「これを啓したことは非常によいことである。これもまたかねてより心配していたことで、このごろし¹⁸ばしば命令してきたのだが、なおこのようであつたとは、非常に理屈に合¹⁹わぬことである。近頃また孟休に命令を伝えさせたところなので、事情が変わつてゐるはずである。おまえはこれからひそかに工事の労働量をみてるようにせよ。」と回答した。劉濬が揚州刺史に就任すると、揚州主簿となり、秣陵令に転じて、かくれた悪事を摘発し、犯罪があれば必ず犯人を逮捕した。文帝はその能力をたたえ、中央政府に入つて尚書都官郎となつた。

襄陽は土地が辺境の関所に接しており、東晋以来皇子の重鎮がなかつた。元嘉二十二年、劉駿が出鎮して撫軍將軍・雍州刺史となつた。文帝は非常な関心をよせ、もとの宛の地（南陽）が関中へ通ずる武関・函谷関に近く、崱山・陝にも近く、襄陽の北のまもりと目され、かつ強力な蛮族居住地に近接し、辺境に位置することから、亮を南陽太守に任命し、揚武將軍を加えた。辺境の蛮族はおそれて服従し、みな租税を納入してきたが、数村が狡猾にも抵抗の姿勢を示したため、亮はことごとくこれを殺戮した。吏員を派遣して諸県を巡行させ、孤児・寡婦・老人・病人で自活できない者には、税役免除や手当支給を行い、老人に対しては四季の折々に贈り物をした。当時儒学が尊重されるようになっていたので、亮は²⁰学校を開設し、生徒を教育させた。民には墓盗人が多く、婚姻も礼法に違反していたので、みな厳しく規則を制定して取り締まつた。郡の領域には古い時代の石製の堤防があつたが、長いこと荒れたまま放置

されていた。亮は劉駿に詳細な文書を送つてこれの修復を提案して、次のようにいった。

「生業を振興するには、まず農業を教え、民政を推進するにも農業から教えてこそ、国は豊かで安定し、礼節も実行されるものでございます。このごろ北の洛陽はあれはて、南の宛も凋落し、鮮卑族が凶暴にふるまいこの地域にあふれており、遠くは敵の動向を警戒し、近くは辺境の関所を固めるのにあけくれ、遂に肥沃な地を耕作せず、大きな堤防も修復せず、労働力不足で耕作をやめ、耕作地が不足し、飢饉の対策もなく、無策のまま今に及んでしまいました。礼による教化で領域内を治め、威厳と禁制で外部勢力を掃討しつつある今こそ、盜賊を一掃して耕地を整備し、農業を振興する時、大いに計画を立てて農業を広め、開拓して収穫を期待する時であります。殿下は民生に関心をよせられ、民生を振興して古きよき時代に復帰せんとされ、かつまた荒地を開いて、蛮族の地まで平定されようとしておられます。私のみるところ、郡の領域に古い石製の堤防があり、土地も肥沃で、まことに良田ですが、あれはてて久しく、その利点を發揮しておりません。凡庸で見識のせまい私の見る所では、工事を行うべきと考えます。昔、文翁は蜀郡の太守となって、沃土を開拓して耕地を造成し、²⁴鄧晨と許楊とは汝南郡の民生に配慮し、開拓して耕地を増やし、その恩恵は蜀郡と汝南郡とにあらわれ、その功績は前漢・後漢に記録されております。政治に務め功績をあげんと図ること、今も絶えることなく続けられておることではございますが、関係諸官の協力²⁶ということで提言させていただきますので、直接の担当官と憂いを同じくするものでございます。」と。「十八字欠字」

さらに馬人陂を修築し、民はその利益を受けた。在任四年で、劉義宣の司空中兵參軍に転任した。²⁷その時の詔には、「荊州では腹心に才能ある者が必要である。ゆえにおまえにこの職を授ける。」とあった。劉誕が襄陽に出鎮すると、

後軍中兵となり、義成太守を領職した。⁽²⁸⁾亮は官にのぞむこと清廉儉約であったため、文帝に喜ばれ、車馬や愛用の品を賜ること、前後相当の量にのぼった。遠方からの献上や滅ぼした国の戦利品があるたびに、すぐに下賜された。さらに書物二千巻を賜った。二十七年(四五〇)、在任中に死去した。四十七才であった。著した詩・賦・頌・讚・三言・誄・哀辭・祭告請雨文・樂府・挽歌・連珠・教記・白事・牋・表・籤・議一百八十九首である。

注

(1) 孟顛については、『宋書』卷六六何尚之伝によると、劉裕の桓玄打倒を助けた元勳の孟昶の弟で、次のような略伝が記載されている。

字彥重、平昌安丘人、兄昶貴盛、顛不就徵辟。昶死後、起家為東陽太守、遂歷吳郡・會稽・丹陽三郡、侍中、僕射、太子詹事、復為會稽太守、卒官、贈左光祿大夫。

なお、州所屬の郡の行政を檢察する官職としては部郡從事があり、漢・魏・兩晋のころは重職であったが、劉宋時代にはあまり重視されなくなり、齊・梁時代には部伝從事と改称された。嚴耕望『魏晉南北朝地方行政制度』(一九六三)一七四頁を参照。

(2) 西曹は人事部長、主簿は總務部長であり、主簿の方が西曹より要職であった。嚴耕望『魏晉南北朝地方行政制度』(前掲)一六四〜一七〇頁、拙稿「元嘉時代後半の文帝親政について」(『集刊東洋学』四九、一九八三)九頁を参照。

(3) 原文「估賦」。『隋書』卷二四食貨志に、

晉自過江、凡貨賣奴婢馬牛田宅、有文券、率錢一萬、輸估四百人官、賣者三百、買者一百。無文券者、隨物所堪、亦百分取四、名為散估。歷宋齊梁陳、如此以為常。

とあり、東晉南朝には売買總額の四パーセントを徵取する「估」「散估」と稱する税があった。この売買税収入をさいて穀物を購入する(あるいは穀物そのものを売買税として徵取する)わけだが、「さいて」と訳した原文は「析」となっている。『通典』卷十二食貨十二「輕

重」では、この「析」を「折」に作るが、さくという意味の「析」でよく、その用例は、「魏書」卷六二李彪伝に、

臣以為宜析州郡常調九分之二、京都度支歲用之余、各立官司、年豐糶積於倉、時儉則加私之二、糶之於人。

とある。なお、佐久間吉也『魏晉南北朝水利史研究』（開明書院、一九八〇）も沈亮の議を引いて「估賦をさき」と解釈しておられ（四六四頁）、従うべきである。

(4) この水害については、『宋書』卷五文帝紀元嘉十二年六月の条に、

丹陽・淮南・吳興・義興大水、京邑乘船。己酉、以徐豫南兗三州・會稽宣城二郡米數百萬斛賜五郡遭水民。是月、斷酒。

とあり、豊作の淮水流域からの穀物の移送・支給と禁酒については、沈亮の提案が実行されている。だが、富民層の備蓄穀物を放出させる政策については不明である。この点については、前掲拙稿「元嘉時代後半の文帝親政について」一二二頁を参照。

(5) 『宋書』卷五文帝紀元嘉十七年十二月戊辰の条に、

湘州刺史武陵王駿為南豫州刺史。

とあり、『宋書』卷六孝武帝紀には、

十七年、遷使持節・都督南豫豫司雍并五州諸軍事・南豫州刺史、（征虜）將軍如故、猶戍石頭。

とある。この南予州の治所が歴陽である。

(6) 符伍（五人組）については、増村宏「晋、南朝の符伍制」（『鹿大史学』四、一九五六）を参照。

(7) 原文「居宜降矣」。「居」は「明頭、明晰」（『漢語大詞典』）。「易」繫辭下に、「噫亦要存亡吉凶、則居可知矣」とある。

(8) 兼田信一郎「六朝期江南の村落についての一考察」（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、一九九五）は、この村と墓地とに関する記述に注目して、「村とは村壁を設けてその内部に集住するのではなく、一定の村域内に、小集団を形成して散居し、生活を営んでいたのではないかと推測できるのである。」（三二七頁）と論じている。

訳注「宋書」沈約自序(一)

(9) 原文「差」。「差」をまったく訳すことについては、蔡鏡浩「魏晉南北朝詞語例釈」(江蘇古籍出版社、一九九〇)三七頁を参照。

又有全・毫之義、常与否定副詞連用。

丞言曰、「一日有期、差不為疑。」(《周氏冥通記》卷二)「差不為疑」即毫不為疑。(以下略)とある。

(10) 原文「書制」。志村楨幹句読の和刻本(汲古書院影印本)の頭注に、「書疑當作舊」とあるのに従う。この「旧制」とは、「周礼」地官、郷大夫に、

國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之。

とあり、七尺とは二十才、六尺とは十五才のことであるから、若干の相違はあるものの、このような記述を想定したものであろう。ちなみに「後漢書」列伝三七班超伝に載せる妹昭の上書の中に「古者十五受兵、六十還之」とあり、これは沈亮のいう旧制と一致する。孫詒讓「周礼正義」を参照。

(11) 濱口重國「魏晉南朝の兵戸制度の研究」(《秦漢隋唐史の研究》上巻、東京大学出版会、一九六六)は、「宋書」卷二武帝紀中、義熙十一年の条に、江陵において十二才以下六十以上の「軍人」が存在したことを示す記述のあることもあわせて指摘の上、「東晉末に十二歳の少年が兵役に服していた事実が現われ、ついで宋の元嘉年間になると、七歳の童幼から八十歳近い耄耋の服役して居る事実が現れたとは驚くべきことである。勿論彼等は武器を取って戦場に出ると言うのではなく、寧ろ主として軍府や軍營の雑役に役使されたのではあろうけれども、其れにしても甚だしい酷使であつて兵戸制度そのものの破壊となるのは必定である。」と論じている(三九一頁)。

(12) 兄邵の伝は、本「自序」の後半に出てくるが、劉濬の後將軍府中兵參軍となつている。劉濬は、劉駿の前任の南予州刺史で元嘉十六年閏八月から十七年十二月まで在任した(《宋書》卷五文帝紀)。

(13) 原文「閉鼓」。《宋書》卷九九、二凶伝に、

明目未開鼓、劬以朱服加戎服上、乘畫輪車、與肅斌同載、衛從如常入朝之儀、守門開、從萬春門入。
とある「開鼓」に対応するものであろう。

(14) 『論語』泰伯（憲問にも重出）に、

子曰、「不在其位、不謀其政。」

とあるのをふまえる。

(15) 『莊子』逍遙遊に、

庖人雖不治庖、尸祝不越樽俎而代之矣。

とあるのをふまえる。

(16) 劉濬は、元嘉十七年十二月より揚州刺史（『宋書』卷五文帝紀）。

(17) 尚書都官郎は、都官尚書の領する四曹のひとつ、都官曹の長で、軍事刑獄を掌る。『宋書』卷三九百官志上を参照。

(18) 『宋書』卷五文帝紀元嘉二十二年正月壬辰の条に、

撫軍將軍・南豫州刺史武陵王駿改為雍州刺史。

とあり、『宋書』卷六孝武帝紀には、

二十一年、……進号撫軍將軍。明年、徙都督雍梁南北秦四州荊州之襄陽竟陵南陽順陽新野隨六郡諸軍事・寧蛮校尉・雍州刺史、持節・

將軍如故。自晋氏江左以來、襄陽未有皇子重鎮、時太祖欲經略閩河、故有此授。

とある。南朝の襄陽地方については、安田二郎「晋宋革命と雍州（襄陽）の僑民」（『東洋史研究』四二卷一號、一九八三）一一一〜一一

五頁を参照。

(19) 原文「二関」。『文選』卷三張衡「東京賦」に、

訳注「宋書」沈約自序(一)

秦負阻於二関、卒開項而受沛。

とあり、薛綜注に、

言負二関以牢固、終受二人所入也。二人謂高祖從武関入、項羽從函谷関入。
とある。

(20) 元嘉十九年正月に儒学振興の詔が下されており(『宋書』卷五文帝紀)、
「宋書」卷十四礼志一には、
太祖元嘉二十年、復立國子學、二十七年廃。
という。

(21) 原文「籤」。『文心雕龍』書記に、
牒者葉也。短簡編牒、如葉在枝。……議政未定、故短牒咨謀。牒之尤密、謂之為籤。籤者織密者也。
とある。

(22) 原文「沃衍弗井」。『左伝』襄公二五年伝に、「井衍沃」とあり、注に、
衍沃、平美之地、則如周禮制、以為井田、六尺為步、步百為畝、畝百為夫、九夫為井。
とある。

(23) 原文「凶荒無待」。『周礼』地官、遺人に、
縣都之委積、以待凶荒。
とあり、注に、

待凶荒、謂邦國所當通給者也。
とある。

(24) 『華陽国志』卷三蜀志に、

孝文帝末年、以廬江文翁為蜀守、穿瀘江口、溉灌繁田千七百頃。
とある。『漢書』卷八九循吏・文翁伝には、このことはみえない。

(25) 『後漢書』列伝七十二上・方術上・許楊伝に、

許楊字偉君、汝南平輿人也。……汝南舊有鴻郤陂、成帝時、丞相翟方進奏毀敗之。建武中、太守鄧晨欲修復其功、聞楊睨水脈、召與議之。……晨大悅、因署楊為都水掾、使典其事。楊因高下形勢、起塘四百余里、數年乃立。百姓得其便、累歲大稔。

とあり、同書列伝五鄧晨伝に、

鄧晨字偉卿、南陽新野人也。……復為汝南太守。……晨興鴻郤陂數千頃田、汝土以殷、魚稻之饒、流衍它郡。

とある。原文「偉連」は、右の二人の字がそれぞれ「偉君」「偉卿」であることにより、この二人のことをいう。

(26) 原文「聯事」。『周礼』天官、大宰の「官聯」の注に、

官聯、謂國有大事、一官不能獨共、則六官共舉之。聯讀為連、古書連作聯。聯、謂連事通職相佐助也。

とある。

(27) 『宋書』卷五文帝紀元嘉二十五年六月丙寅の条に、

車騎將軍・荊州刺史南譙王義宣、進位司空。

とある。中兵參軍は二、沈淵子とその子正に既出。

(28) 『宋書』卷七九竟陵王誕伝に、

二十六年、出為都督雍梁南北秦四州荊州之竟陵隨二郡諸軍事・後將軍・雍州刺史。

とあり、同書卷五文帝紀によれば、元嘉二十六年七月のことである。

訳注「宋書」沈約自序(一)

(29) 原文「絶國勳器」。元嘉三三年に林邑国を討伐して獲得した戦利品のことをいうか。『宋書』卷六三沈演之伝に、上欲伐林邑、朝臣不同、唯廣州刺史陸徽與演之贊成上意。及平、賜群臣黄金・生口・銅器等物、演之所得偏多とある。